

(仮称)花巻市まちづくり基本条例

検討結果中間報告書

平成19年7月17日

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議

目 次

前 文	1
第 1 章 総則	2
1 目的	
2 位置づけ	
3 定義	
第 2 章 基本原則	3
4 まちづくりの原則	
5 行財政運営の原則	
6 市民自治の原則	
7 市民の権利と責務	
8 市議会及び市議会議員の役割と責務	
9 市長の役割と責務	
10 市職員の役割と責務	
第 3 章 生存・生活	5
11 自然	
12 定住人口	
13 安らぎ	
14 保健・医療・福祉	
15 産業	
16 住環境	
第 4 章 子ども	7
17 子ども	
第 5 章 教育・文化	7
18 教育	
19 文化	
第 6 章 住民投票	8
20 住民投票条例	
21 投票権	
22 投票結果	
第 7 章 評価・見直し	8
23 評価	
24 見直し	
資 料	
1 検討経過	9
2 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議委員	13

前文

(キーワード)

- ・住み続けたいまち、住んでみたいまち
- ・結いの精神
- ・イーハトーブ
- ・恵まれた自然環境（山・川等）
- ・過去と未来のかけはし
- ・やすらぎのあるまち
- ・自分で考え、自ら行動する
- ・自然型持続的循環社会
- ・人間的発展
- ・理想郷（つくっていく過程）
- ・活力溢れる
- ・文化の継承と創造
- ・みんなでつくりあげる
- ・生まれて良かったと誇れるまち

第1章 総則

1 目的

花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。
市民、市議会、市長及び市職員のそれぞれの役割と責務を明らかにします。
また、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。

2 位置づけ

(最高規範性)

(1) この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、市の憲法とも言うべき最高規範です。市は、計画の策定や他の条例などの制定改廃を行うときは、この条例に従います。

(委任)

(2) 市は、この条例に定める内容に即して、それを具体化するために、分野毎に条例を別に制定するとともに、既存の条例・規則等の体系化を行います。

3 定義（保留）

この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

(1) 市民

市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業を営む人

(2) 参画

市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。

(3) 協働

まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。

(4) 市

市の行政及びその行政組織

(5) コミュニティ

生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される組織や集団

第2章 基本原則

4 まちづくりの原則

市は、次に掲げる原則に基づき、まちづくりを進めます。

- (1) 参画と協働によって、まちづくりを行います。
- (2) 市民自治によって、まちづくりを行います。
- (3) 市民や市議会と、まちづくりのために情報を互いに提供し、共有します。
- (4) 自然との共生を図り、持続発展が可能な循環型の共生地域を形成します。
- (5) 結いの精神を発展させ、地域特性を生かした健全なコミュニティづくりを保障します。

5 行財政運営の原則

市は、次に掲げる原則に基づき、行財政運営を進めます。

(1) 健全な財政運営

市は、財源を効果的かつ効率的に活用します。また、市保有の財産の適正な管理、効率的運用に努め、財政及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表します。

(2) 情報の公開

市が保有する情報は、市民共有の財産です。市は、公正で透明な市政を行うため、情報公開を推進します。

(3) 公平な行政サービス

市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。

(4) 説明責任・応答責任

市は、市民に対し、市政に関する事項を説明する責任を果します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、誠実に速やかに応答する責任を果します。

(5) 地域コミュニティの支援・保障

市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等に対し、長期的視野に立ってその活動を支援し、保障します。

(6) 行財政評価

市は、施策や事業について、市民や第三者を含む評価委員会を組織し、評価した結果を公表します。

6 市民自治の原則

市民自治の原則を次のように定めます。

- (1) 市民は、まちづくりにおける市民の役割の重要性を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めます。
- (2) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）、各種審議会等の委員公募を要求することができます。
- (3) 市は、市民の参画や市民自治を推進するために、制度整備を行い、市民自治条例を定めます。

7 市民の権利と責務

市民は、次の権利を有し、また責務を負います。

- (1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。
- (2) 政策形成、執行や評価の各段階に参画する権利があります。
- (3) 市に対し、情報の提供を要求し、知る権利があります。
- (4) 行政サービスを公平に受ける権利があります。
- (5) 自らの発言と行動に責任を持ちます。
- (6) 豊かな花巻の形成に積極的に努めます。

8 市議会及び市議会議員の役割と責務

花巻市の最高意思決定機関である市議会、及びそれを構成する市民の代表としての市議会議員は、この条例を遵守して、まちづくりを推進するために、次の役割と責務を負います。

- (1) 政策を提案する努力をします。
- (2) 市行政を監視し、けん制します。
- (3) 条例の制定改廃、予算・決算の承認を議決します。
- (4) その他地方自治法の定める役割を担います。
- (5) 代表者として、広く市民の意見を聴きます。
- (6) 市議会議員は、市民に対し、自らの選挙公約の達成度についての評価報告を含め、市議会活動等の報告を行います。

9 市長の役割と責務

市長は、この条例に従って、まちづくりを推進します。

- (1) 政策形成や執行が、この条例に従い、推進されるように調整します。
- (2) 効率的な行政運営に努めます。
- (3) 行政サービスを向上させるため、職員の能力向上に努め、適材適所の配置を行います。
- (4) 市民に対し選挙公約の達成度についての評価報告を行います。

10 市職員の役割と責務

市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、正確に現状を把握し、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。

また、地域活動等に率先して参加し、市民の模範となるように努めます。

第3章 生存・生活

11 自然

早池峰国定公園や花巻温泉郷、県立自然公園、北上川等、花巻には緑と水の豊かな大自然があります。これは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。市民参画の元で、水・大気・土壌・地形等の環境を保全し、破壊を防止するために環境条例を定め、これを保護します。市内外の多くの人が、豊かな自然を今後も享受し続けるために、既に破壊が進んでいる場合は、それを修復します。

12 定住人口

市は、適正な人口規模を維持するために、次の施策を行います。

(1) 出生

安心して出産し、安心して子育てができる支援体制を確立します。

(2) 転入者

Uターン、Iターンによる定住者を促進する体制整備を行います。

(3) 転出者

若者等の転出を最小限にするための条件整備を行います。

13 安らぎ

「世界が全体幸福にならない限り、個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、市は、平和を愛し安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、近隣自治体と連携しながら、次の点に留意して、市民参画の元それぞれの分野で努力します。

(1) 非核都市を維持します。

(2) 防犯体制を強化します。

(3) 防災体制を構築します。

(4) 交通事故防止対策を推進します。

(5) 消費者トラブル対策を啓発し拡充します。

14 保健・医療・福祉

市民は、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。市は、次の点に留意して、保健・医療・福祉の体制を整備します。

(1) 心身のバランスのとれた健康づくりをすすめます。

(2) 地域医療の充実強化を図ります。

(3) ユニバーサルデザインの理念に基づき福祉サービスを向上し、まちづくりの見直しを行います。

(4) 保健・医療・福祉の連携を強化し、推進します。

15 産業

市の経済活力を高めるため、産業の振興は必須条件です。市は、事業者との協働により地域経済の活性化をすすめます。

- (1) 農業、林業を中心とした一次産業の育成をはかり、環境に配慮しつつ付加価値のある生産物の創出や、地産地消をすすめます。
- (2) 市街地の活性化をはかり、観光客も誘客できる商店街づくりを行います。
- (3) 事業者は、この条例を遵守し、花巻と共生します。
- (4) 産学官の連携によって新しい起業を育成し、誘致します。
- (5) 各年齢層を対象とした雇用対策を行います。

16 住環境

人が生活するために作り出す、または改造をする環境は、自然との共生の範囲内であることに留意してまちづくりを推進します。

- (1) 里山を保護し、人と自然の良好な交流ができる環境を整備します。
- (2) 良好なまちなみ景観を創造し保全します。
- (3) 市民の創意による温暖化防止策を構築し実践します。
- (4) 下水道などのインフラを整備します。
- (5) ごみ対策の減量化や資源回収などを行います。
- (6) 交通ネットワークを整備します。

第4章 子ども

17 子ども

市にとって、子ども（〇〇歳未満）と、その成長は宝です。市民は参画と協働によって、市は地域の協力を得ながら、一人の人格としての子どもが、次の権利を行使できる体制をつくり、保障します。

- (1) 保護者の庇護のもとで健やかに育つ権利があります。
- (2) 年齢に応じた教育を受ける権利があります。
- (3) 年齢に応じたまちづくりへ参画する権利があります。

第5章 教育・文化

18 教育

市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。市は、各年齢に応じた教育（学習）の場を提供し、教育の質と量の向上をはかります。

- (1) 就学前の教育を推進します。
- (2) 義務教育による学力を保障します。
- (3) 人材を育成します。
- (4) 生涯学習を推進します。
- (5) 行政・地域・学校・家庭の連携を強化します。
- (6) 教育環境の整備を強化します。
- (7) 教育関連情報を公開します。

19 文化

花巻には優れた文化遺産があり、文化を発信し続けてきた歴史があります。これらの文化・風土を精神的な支柱としてまちづくりをすすめます。次の点に留意して、文化を守り育て、文化都市としてのメッセージを全国に発信します。

- (1) 史跡や文化財を保存し発信します。
- (2) 郷土芸能など、伝統を継承し発信します。
- (3) 芸術活動を積極的に支援します。
- (4) 新しい文化を創造し発信します。
- (5) 良好な風土を保全します。
- (6) 異文化を理解し国際感覚を深めます。
- (7) 郷土愛を育てます。

第6章 住民投票

20 住民投票条例

市は、重要な政策の選択に、市民の意思を的確に反映させるため、常設の住民投票条例を定めます。

21 投票権

住民投票の投票権は満〇〇歳以上とし、花巻市に住所を持つものとします。

22 投票結果

市議会及び市長は住民投票の結果を尊重します。

第7章 評価・見直し

23 評価

市は、花巻のまちづくりが、この条例に従って整備され、運用されているかどうか評価するために、市民の意見が適正に反映される仕組みを整えます。

24 見直し

市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検討を加え、見直し等の必要な措置を行います。

公布 平成19年12月 日

施行 平成20年 4月 1日

資料

1 検討経過

	日時	会場	出席 委員	内容等	備考
第 1 回	平成 18 年 12/15(金) 14:00 ～16:40	生涯学園都 市会館 3階 第1会議室	20 名	○講演 演題 なぜ、まちづくり基本条例が必要か 講師 岩手県立大学総合政策学部 高橋秀行教授 ○委員長及び副委員長選出 委員長 丸山 暁 委員(公募) 副委員長 猿舘祐子 委員(東和地域協議会) ○市民会議の進め方について協議 ・会議は原則公開(会議結果は市ホームページで 公表) ・第2回は学習会を開催、以降の日程等は次回協 議する。	委員以外の出席者 県立大学高橋教授 佐々木副市長 政策企画部長 地域振興課 4名 傍聴者 2名
第 2 回	12/27(木) 14:00 ～16:35	石鳥谷総合 支所 3階 大会議室	19 名	○学習会(他自治体の先進地事例) 事前配布資料(先進地事例)を基に事務局より説明 後、4班に分かれて疑問点、気づいた点等を出し合 い、各班の意見をまとめて全体で報告。	委員以外の出席者 地域振興課 4名 傍聴者 3名
第 3 回	平成 19 年 1/16(金) 13:00 ～15:35	大迫総合支 所 2階 大会議室	19 名	○学習会(市の基本構想、財政状況、市民憲章等) 市担当課より説明。 それぞれの内容に関する質疑のほか、まちづくり基 本条例との関連性、言葉の定義付けの必要性等につ いて意見交換を実施。	委員以外の出席者 政策推進課長 大迫地域振興課 2 名 地域振興課 4名 傍聴者 1名
第 4 回	2/ 9(金) 13:00 ～15:30	東和図書館 1階 会議室	20 名	○意見発表 委員一人一人から、これまで考えてきたことやこれ からの思いを発表(各2分程度) ○意見交換 まちづくり基本条例の内容や今後の進め方、検討過 程における市民との情報共有等について意見交換。 (今後の進め方として、平成 18 年度内は、先進地事 例の研究やワークショップにより、まちづくり基本条例 とはどういうものかを掴むことを中心とし、平成 19 年 4 月以降、より具体的な条例文の検討に入る予定とし た。)	委員以外の出席者 県立大学高橋教授 地域振興課 3名 傍聴者 2名

	日時	会場	出席 委員	内容等	備考
第 5 回	2/20(金) 14:00 ～16:00	石鳥谷中央 公民館 3階 大会議室	14名	○第4回までの確認と今後の進め方について 市民会議の役割や運営方法、市民参加の基本的な考え方等を確認。また、今後の進め方について意見交換し、市民会議として条文に出来る限り近いものを可能な範囲でつくり市長に提言する予定とした。 ○グループワーク 前回市民会議における各委員の発言内容等を基に、前文や条文として盛り込みたい内容、考え方について2班に分かれて意見を出し合い、全体で報告を行った。	委員以外の出席者 地域振興課 4名 傍聴者 2名
第 6 回	3/ 9(木) 14:00 ～16:30	東和図書館 1階 会議室	14名	○講演 演題 市民がつくったまちの憲法 ～大和市自治基本条例の制定～ 講師 神奈川県大和市役所 柴田 豊 氏 ○意見交換 講演内容についての質疑を中心に意見交換	委員以外の出席者 大和市 柴田氏 県立大学高橋教授 大迫・石鳥谷・東和 総合支所地域振興課 各1名 地域振興課 4名 傍聴者 2名
第 7 回	4/20(金) 14:00 ～16:10	生涯学園都 市会館 3階 第1会議室	15名	○今後の進め方について スケジュール案を提示し、今後の進め方を中心に協議。7月中旬までに市民会議としての考え方を一旦まとめて、市長に中間報告する予定とした。 また、今後、全体会議に加え、条例策定や市民との意見交換等を検討するチームを編成する予定とした。	委員以外の出席者 地域振興部長 地域振興課 4名 傍聴者 無し
第 8 回	5/10(木) 9:30 ～11:45	生涯学園都 市会館 1階 講座室	18名	○グループワーク 「花巻らしい条例」「盛り込みたい項目」について、3班に分かれて意見を出し合い、全体で報告。 ○検討チームの編成について 「条例策定チーム」及び「PI検討チーム」への参加希望をとり、次回会議終了後、チーム毎の打合せを行う予定とした。 ○市長あいさつ	委員以外の出席者 市長 地域振興部長 職員プロジェクトチーム 15名 地域振興課 4名 傍聴者 1名

	日時	会場	出席 委員	内容等	備考
第 9 回	5/21(月) 14:00 ～16:30	生涯学園都 市会館3階 第2中ホール	14名	○グループワーク 前回の検討内容を基本に、花巻らしい条例、条例の骨格について3班に分かれて検討を行った。(次回は、3班の検討結果を比較・整理し条例の骨格を検討。) *会議終了後、「条文」「PI」検討チームに分かれて今後の活動等について協議。	委員以外の出席者 県立大学高橋教授 地域振興部長 地域振興課 4名 傍聴者 無し
第 10 回	6/11(月) 14:00 ～16:45	石鳥谷生涯 学習会館 3階 大会議室	18名	○意見交換 前回の検討結果を基に、花巻らしい条例についての考え方、前文の方向性、章・条としたい内容について全体で意見交換を行った。	委員以外の出席者 県立大学高橋教授 地域振興部長 地域振興課 4名 傍聴者 無し
第 11 回	6/19(火) 14:00 ～16:15	石鳥谷生涯 学習会館 3階 大会議室	16名	○「条文」「PI」検討チーム別検討会 活動内容や日程、役割分担等について協議した後、全体で報告し意見交換を行った。 ・PI検討チーム かわら版の発行、地域住民との意見交換会の内容を検討 ・条文検討チーム 中間報告に向け、出来る限りかたちにしていくこと、全体会議で時間が不足する場合は、条文検討チームで話し合うこと、たたき台をつくって検討していくこと等を確認。	委員以外の出席者 地域振興部長 地域振興課 4名 傍聴者 無し
第 12 回	6/27(水) 14:00 ～17:10	石鳥谷生涯 学習会館 3階 大会議室	16名	○「条文」「PI」検討チーム別検討会 ・PI検討チーム かわら版の内容、まちづくり基本条例を市民で考える会(意見交換会)の役割分担等について検討。 ・条文検討チーム 検討たたき台を基に検討。次回の全体会議開催前に、条文検討チームの会議を開催すること、前文や盛り込みたい内容等について意見を寄せてほしいこと等を説明。	委員以外の出席者 県立大学高橋教授 地域振興部長 地域振興課 4名 傍聴者 無し

	日時	会場	出席 委員	内容等	備考
条文 検 討 会 議	7/ 3(火) 14:00 ～18:00	生涯学園都 市会館 2 階 第 2 学習室	9 名	○条文検討チームによる会議 第 12 回市民会議の結果をふまえ、たたき台の修正案を提示し、全ての項目について検討。検討結果を基に文章化し、条文検討チームでの検討後、全体会議に提案する予定とした。	出席者 条文検討チーム 8 名 丸山委員長 地域振興課 1 名
第 13 回	7/ 9(月) 14:00 ～17:00	花巻市役所 本館 3 階 303 会議室	17 名	○「条文」「PI」検討チーム別検討会 条文検討チームでは「検討たたき台」の内容を検討し、PI検討チームは、23日からの「まちづくり基本条例を市民で考える会」の運営等について検討。 ○意見交換(全体会) [全体会議での主な確認事項] ・今回の全体会議の意見をふまえて条文検討チームが修正を加え、7月17日に市民会議中間報告として市長に提出する。 ・「前文」は、各委員がそれぞれ原案を作成し、次回以降の会議で検討する。 ○今後の日程について 7月14日(土)13:00～条文検討チーム会議 7月17日(火)14:00～PI検討チーム会議 7月17日(火)15:30～市長への中間報告 7月23～26日 19:00～21:00 まちづくり基本条例を市民で考える会	委員以外の出席者 県立大学高橋教授 地域振興部長 地域振興課 3 名 傍聴者 無し
条文 検 討 会 議	7/ 14(土) 13:00 ～17:00	生涯学園都 市会館 3 階 第 4 学習室	5 名	○条文検討チームによる会議 第 13 回市民会議の結果をふまえ、中間報告内容について検討。全ての項目について、確認・修正し、中間報告として市長に提出することを確認。	出席者 条文検討チーム 5 名 地域振興課 2 名

2 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議委員

No	区分	氏名	所属団体等	備考
1	第1号委員	大原 範子	花巻市社会福祉協議会	
2	公共的団体 から推薦され た者	佐々木 信行	花巻青年会議所	平成19年5月21日より (前委員 塚澤 晋 ~5/20)
3		藤本 一廣	花巻市PTA連合会	
4		宮森 祐昭	花巻市区長会	
5		第2号委員	岩 渕 満智子	花巻市地域自治推進委員会
6	知識経験を 有する者	高橋 志郎	大迫地域協議会	
7		中村 順子	石鳥谷地域協議会	
8		猿 舘 祐子	東和地域協議会	副委員長
9	第3号委員	阿部 善郎	公募	
10	公募による 者	板垣 武美	公募	
11		葛尾 正宏	公募	
12		熊谷 裕子	公募	
13		佐々木 克広	公募	
14		佐藤 豪	公募	
15		佐藤 建	公募	
16		清水 良彦	公募	
17		高橋 岳志	公募	
18		林 正文	公募	
19		丸山 暁	公募	委員長
20		渡辺 矩夫	公募	